



# 鳥取県公報

平成15年4月4日(金)  
号外第61号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

<b>選 管 告 示</b>	鳥取県議会議員一般選挙の実施(30)..... 2
	鳥取県議会議員一般選挙における選挙長等の選任(31)..... 3
	鳥取県議会議員一般選挙における選挙長が事務を行う場所(32)..... 3
	鳥取県議会議員一般選挙に用いる投票用紙の様式(33)..... 4
	鳥取県議会議員一般選挙における仮投票用封筒等に押すべき印(34)..... 5
	鳥取県議会議員一般選挙における選挙会の場所等(35)..... 5
	鳥取県議会議員一般選挙における開票の事務を選挙会の事務に併せて行わない旨の 告示(36)..... 5
<b>鳥取県議会議員 一般選挙鳥取市 選挙区選挙長告 示</b>	鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が 10人を超えるとき等のくじを行う場所等(1)..... 6
<b>鳥取県議会議員 一般選挙米子市 選挙区選挙長告 示</b>	鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が 10人を超えるとき等のくじを行う場所等(1)..... 6
<b>鳥取県議会議員 一般選挙倉吉市 選挙区選挙長告 示</b>	鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が 10人を超えるとき等のくじを行う場所等(1)..... 6
<b>鳥取県議会議員 一般選挙境港市 選挙区選挙長告 示</b>	鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が 10人を超えるとき等のくじを行う場所等(1)..... 7
<b>鳥取県議会議員 一般選挙岩美郡 選挙区選挙長告 示</b>	鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が 10人を超えるとき等のくじを行う場所等(1)..... 7
<b>鳥取県議会議員 一般選挙八頭郡 選挙区選挙長告 示</b>	鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が 10人を超えるとき等のくじを行う場所等(1)..... 7
<b>鳥取県議会議員 一般選挙気高郡</b>	鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が 10人を超えるとき等のくじを行う場所等(1)..... 8

**選挙区選挙長告**

示

**鳥取県議会議員 一般選挙東伯郡** 鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき等のくじを行う場所等(1) ..... 8

**選挙区選挙長告**

示

**鳥取県議会議員 一般選挙西伯郡** 鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき等のくじを行う場所等(1) ..... 9

**選挙区選挙長告**

示

**鳥取県議会議員 一般選挙日野郡** 鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき等のくじを行う場所等(1) ..... 9

**選挙区選挙長告**

示

**選挙管理委員会告示**

**鳥取県選挙管理委員会告示第30号**

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(平成14年法律第150号)第1条第1項の規定に基づき、鳥取県議会議員の任期満了による選挙を平成15年4月13日に行うので、同法第2条の規定により告示する。

なお、各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりである。

平成15年4月4日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

選 挙 区	選 挙 す べ き 議 員 の 数
鳥 取 市	9 人
米 子 市	8 人
倉 吉 市	3 人
境 港 市	2 人
岩 美 郡	2 人
八 頭 郡	3 人
気 高 郡	2 人
東 伯 郡	4 人
西 伯 郡	3 人
日 野 郡	2 人

## 鳥取県選挙管理委員会告示第31号

平成15年4月13日執行の鳥取県議会議員一般選挙における選挙長及びその職務代理者を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により次のとおり選任したので、同令第81条の規定により告示する。

平成15年4月4日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

選挙区	選 挙 長		選 挙 長 の 職 務 代 理 者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
鳥取市	鳥取市南隈58	松本 隆典	鳥取市東今在家160 - 27	村上 喜隆
米子市	米子市博労町二丁目151 - 1	田中 俊長	米子市古豊千35	田後 良文
倉吉市	倉吉市上井町一丁目6 - 14	八田 博正	倉吉市生田348 - 2	森本 薫
境港市	境港市松ヶ枝町67	遠藤 肇	境港市渡町1300	門脇 重仁
岩美郡	西伯郡淀江町大字淀江601	須山 修次	鳥取市湯所町一丁目767	山本 剛司
八頭郡	東伯郡赤碓町大字竹内372	中井 勲	鳥取市美萩野二丁目6	故島 幹夫
気高郡	八頭郡郡家町大字宮谷264 - 1	新藤 一則	東伯郡大栄町大字島927 - 2	福光 孝一
東伯郡	鳥取市朝月39 - 3	関 敏之	鳥取市桂見657 - 16	大東 辰雄
西伯郡	米子市河崎1741 - 18	岩坂 紀子	倉吉市上井550 - 14	板倉俊一郎
日野郡	西伯郡西伯町大字東上219	塚田 勝	日野郡日野町舟場162 - 1	福本 慎一

## 鳥取県選挙管理委員会告示第32号

平成15年4月13日執行の鳥取県議会議員一般選挙における選挙長は、次の場所においてその事務を行う。

平成15年4月4日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

## 1 平成15年4月4日

選挙区	場 所	
鳥取市	鳥取市掛出町12	鳥取市民会館
米子市	米子市中町8	米子市立図書館
倉吉市	倉吉市葵町717 - 3	鳥取県倉吉老人福祉センター
境港市	境港市上道町3000	境港市民会館
岩美郡	鳥取市立川町六丁目176	鳥取県東部総合事務所
八頭郡	〃	
気高郡	〃	
東伯郡	倉吉市東巖城町2	鳥取県中部総合事務所
西伯郡	米子市糺町一丁目160	鳥取県西部総合事務所
日野郡	日野郡日野町根雨140 - 1	鳥取県日野総合事務所

## 2 平成15年4月5日以降

選挙区	場	所
鳥取市	鳥取市西町二丁目311	鳥取市福祉文化会館
米子市	米子市加茂町一丁目1	米子市役所
倉吉市	倉吉市葵町722	倉吉市役所
境港市	境港市上道町3426	境港市役所
岩美郡	鳥取市立川町六丁目176	鳥取県東部総合事務所
八頭郡	〃	
気高郡	〃	
東伯郡	倉吉市東巖城町2	鳥取県中部総合事務所
西伯郡	米子市糺町一丁目160	鳥取県西部総合事務所
日野郡	日野郡日野町根雨140-1	鳥取県日野総合事務所

## 鳥取県選挙管理委員会告示第33号

平成15年4月13日執行の鳥取県議会議員一般選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成15年4月4日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <small>こうほしゃしめい</small>  <b>候補者氏名</b> </div> <div style="border: 1px solid black; height: 150px; margin-top: 5px;"></div>	<p>平成十五年執行 鳥取県議会議員一般選挙投票</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">             鳥取県 選挙管理 委員会 印           </div>
<p><small>ちゅうい</small> <b>注意</b></p> <p>1 <small>こうほしゃしめい</small> 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。  <small>らんないひとりか</small></p> <p>2 <small>こうほしゃものしめいか</small> 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>		

## 備考

- 1 用紙は黄色とし、文字は赤色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

**鳥取県選挙管理委員会告示第34号**

平成15年4月13日執行の鳥取県議会議員一般選挙における仮投票用封筒、不在者投票用封筒及び郵便による不在者投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印とし、刷込み式とする。

平成15年4月4日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

**鳥取県選挙管理委員会告示第35号**

平成15年4月13日執行の鳥取県議会議員一般選挙における選挙会の場所及び日時は次のとおりであるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により告示する。

平成15年4月4日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

選挙区	場	所	日	時
鳥 取 市	鳥取市尚徳町116	鳥取市役所	平成15年4月16日	午後1時
米 子 市	米子市加茂町一丁目	米子市役所	"	"
倉 吉 市	倉吉市葵町722	倉吉市役所	"	"
境 港 市	境港市上道町3426	境港市役所	"	"
岩 美 郡	鳥取市立川町六丁目176	鳥取県東部総合事務所	"	"
八 頭 郡	"	"	平成15年4月16日	午後1時30分
気 高 郡	"	"	平成15年4月16日	午後2時
東 伯 郡	倉吉市東巖城町2	鳥取県中部総合事務所	平成15年4月16日	午後1時
西 伯 郡	米子市鞆町一丁目160	鳥取県西部総合事務所	"	"
日 野 郡	日野郡日野町根雨140-1	鳥取県日野総合事務所	"	"

**鳥取県選挙管理委員会告示第36号**

平成15年4月13日執行の鳥取県議会議員一般選挙において鳥取市選挙区、米子市選挙区、倉吉市選挙区及び境港市選挙区については、開票の事務を選挙会の事務に併せて行わないこととしたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第2項の規定により告示する。

平成15年4月4日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

## 鳥取県議会議員一般選挙鳥取市選挙区選挙長告示

### 鳥取県議会議員一般選挙鳥取市選挙区選挙長告示第1号

平成15年4月13日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

平成15年4月4日

鳥取県議会議員一般選挙鳥取市選挙区選挙長 松 本 隆 典

- 1 場 所 鳥取市西町二丁目311 鳥取市福祉文化会館
- 2 日 時 平成15年4月10日 午後5時10分

## 鳥取県議会議員一般選挙米子市選挙区選挙長告示

### 鳥取県議会議員一般選挙米子市選挙区選挙長告示第1号

平成15年4月13日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

平成15年4月4日

鳥取県議会議員一般選挙米子市選挙区選挙長 田 中 俊 長

- 1 場 所 米子市加茂町一丁目1 米子市役所
- 2 日 時 平成15年4月10日 午後5時10分

## 鳥取県議会議員一般選挙倉吉市選挙区選挙長告示

### 鳥取県議会議員一般選挙倉吉市選挙区選挙長告示第1号

平成15年4月13日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

平成15年4月4日

鳥取県議会議員一般選挙倉吉市選挙区選挙長 八 田 博 正

- 1 場 所 倉吉市葵町722 倉吉市役所
- 2 日 時 平成15年4月10日 午後5時10分

## 鳥取県議会議員一般選挙境港市選挙区選挙長告示

### 鳥取県議会議員一般選挙境港市選挙区選挙長告示第1号

平成15年4月13日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

平成15年4月4日

鳥取県議会議員一般選挙境港市選挙区選挙長 遠 藤 肇

- 1 場 所 境港市上道町3426 境港市役所
- 2 日 時 平成15年4月10日 午後5時10分

## 鳥取県議会議員一般選挙岩美郡選挙区選挙長告示

### 鳥取県議会議員一般選挙岩美郡選挙区選挙長告示第1号

平成15年4月13日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

平成15年4月4日

鳥取県議会議員一般選挙岩美郡選挙区選挙長 須 山 修 次

- 1 場 所 鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部総合事務所
- 2 日 時 平成15年4月10日 午後5時10分

## 鳥取県議会議員一般選挙八頭郡選挙区選挙長告示

### 鳥取県議会議員一般選挙八頭郡選挙区選挙長告示第1号

平成15年4月13日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

平成15年4月4日

鳥取県議会議員一般選挙八頭郡選挙区選挙長 中 井 勲

- 1 場 所 鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部総合事務所
- 2 日 時 平成15年4月10日 午後5時10分

## 鳥取県議会議員一般選挙気高郡選挙区選挙長告示

### 鳥取県議会議員一般選挙気高郡選挙区選挙長告示第1号

平成15年4月13日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

平成15年4月4日

鳥取県議会議員一般選挙気高郡選挙区選挙長 新 藤 一 則

- 1 場 所 鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部総合事務所
- 2 日 時 平成15年4月10日 午後5時10分

## 鳥取県議会議員一般選挙東伯郡選挙区選挙長告示

### 鳥取県議会議員一般選挙東伯郡選挙区選挙長告示第1号

平成15年4月13日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

平成15年4月4日

鳥取県議会議員一般選挙東伯郡選挙区選挙長 関 敏 之

- 1 場 所 倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所
- 2 日 時 平成15年4月10日 午後5時10分



## 鳥取県議会議員一般選挙西伯郡選挙区選挙長告示

### 鳥取県議会議員一般選挙西伯郡選挙区選挙長告示第1号

平成15年4月13日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

平成15年4月4日

鳥取県議会議員一般選挙西伯郡選挙区選挙長 岩 坂 紀 子

- 1 場 所 米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所
- 2 日 時 平成15年4月10日 午後5時10分

## 鳥取県議会議員一般選挙日野郡選挙区選挙長告示

### 鳥取県議会議員一般選挙日野郡選挙区選挙長告示第1号

平成15年4月13日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

平成15年4月4日

鳥取県議会議員一般選挙日野郡選挙区選挙長 塚 田 勝

- 1 場 所 日野郡日野町根雨140 - 1 鳥取県日野総合事務所
- 2 日 時 平成15年4月10日 午後5時10分

